

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

奈義町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 奈義町全域

#### (1) 現況

当町は岡山県の北東部に位置し、北は那岐山、滝山の連山を境にして鳥取県に接し、東は美作市、西は津山市、南は勝央町に接する中山間地域である。地形はなだらかに広がる比較的平坦な地域だが、傾斜地も多く平地地と比べて農業生産条件に不利性があり、年間を通じて5～6回程度の積雪があり、また那岐山麓特有の局地風「広戸風」の常襲地帯であるため、例年農産物などに甚大な被害が出ている。

当町は農業を基盤産業として昭和39年度からは場整備が実施され、現在では全体計画の98%が完了しており、整備されたほ場で現在は、水稻、黒大豆、さといも、白ねぎ、アスパラガス等の土地利用型作物を中心として、大型農業機械、近代化施設等の整備、集落営農組織の設立を進め、風土的不利条件を克服しながら農業振興を図っている。

しかしながら、人口減や主食用米の需要緩和等を背景とした米価下落、少子高齢化の進行に伴う農業従事者の高齢化、後継者の減少等の影響で農業経営が成り立っていないのが現状であり、今後農家の農業離れは深刻な状態となると推測される。また耕作放棄地が増加しており、産地が将来にわたって持続的に発展していくためには、意欲ある担い手の確保や育成への取組が求められている。

このような状況の中で、国は担い手への農地集積、集約化による農業構造改革を推進しており、当町においても、集落営農組織の設立、人・農地プランや農地中間管理事業等の活用を継続して推進し、集落営農組織や認定農業者等を主とした地域農業の中心経営体に対して農地集積、集約化を行い、作業効率化や生産コストの削減を図っていくことが必要である。

また、傾斜地が多く生産条件の不利な地域においては、土地条件や生産条件に応じた生産技術の開発、農業生産基盤の整備、集落営農組織の育成と法人化、意欲ある担い手への農地利用集積、地域の特性を生かした産地づくり等を推進することにより、耕作放棄地の発生を抑制する必要がある。

さらに、環境問題に対する関心が高まる中で、農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換してくとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため、より環境保全に効果の高い営農活動を地域でまとまりをもって取り組む必要がある。

これらを総合的に取り組むことにより、多面的機能の適切な維持・発揮の促進を図る必要がある。

## (2) 目標

(1) を踏まえて、当町では、多面的機能の維持・発揮を促進するため次のとおり目標をさだめる。

- ・法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農業者と地域住民や消防団・子供会・老人会といった関係団体との協力体制を構築すること。
- ・法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進し、生産条件の不利な地域において、既存集落協定の取組面積の拡大や担い手への農地集積及び近隣集落との統合・連携を進めることなどにより、農業生産活動の継続的な実施を支援すること。
- ・法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、化学肥料・化学合成農薬の低減に加え、地球温暖化防止や生物多様性保全といった自然環境の保全に資する農業生産活動の普及・定着を図ること。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

|   | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業                                  |
|---|-----------|--------------------------------------------|
| ① | 促進計画の区域全域 | 法第3条第3項第1項に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業 |

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業に係る対象農用地の基準については、別紙のとおりとする。

## 促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

### （1）対象農用地の基準

#### 1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。

ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

過疎地域：奈義町全域

#### イ 対象農用地

（ア）急傾斜農用地については、田1/20以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

（イ）市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地として、田1/100以上1/20未満

### （2）集落協定の共通事項

1) 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者として町長が認定する者については次のとおりとする。

- 1) 年間農業従事日数が150日以上 of 基幹的農業従事者を有している経営体
- 2) 奈義町の平均経営規模以上の経営体

(4) その他必要な事項

- 1) 協定にあらかじめ位置づけられた次の取組を行った場合 of 協定認定年度から平成31年度までの交付単価について

(ア) 既荒廃農地及び自然災害を受けている農用地の復旧

既荒廃農地及び自然災害を受けている農用地の復旧の交付単価は、復旧後の地目の単価とする。ただし、対象要件を満たさなくなった場合には、変更後の地目の緩傾斜の単価とする。

(イ) 限界的農地の林地化

限界的農地の林地化の交付単価は、林地化前の地目の単価とする。

(ウ) 土地改良事業等の実施

- ・協定認定年度以降に採択された事業による場合は、協定認定年度の交付単価とする。
- ・協定認定年度の前年度以前に採択されている事業による場合は、改善された圃場で農業生産活動等を行う年度から改善された圃場の勾配の単価（勾配が区分外となった場合は、地目の緩傾斜の単価）とする。

- 2) A要件の「③農業生産条件の強化」について

本町における対象工種は、実施要領の運用第7の1の(3)のオの表中に例示されている工種とする。